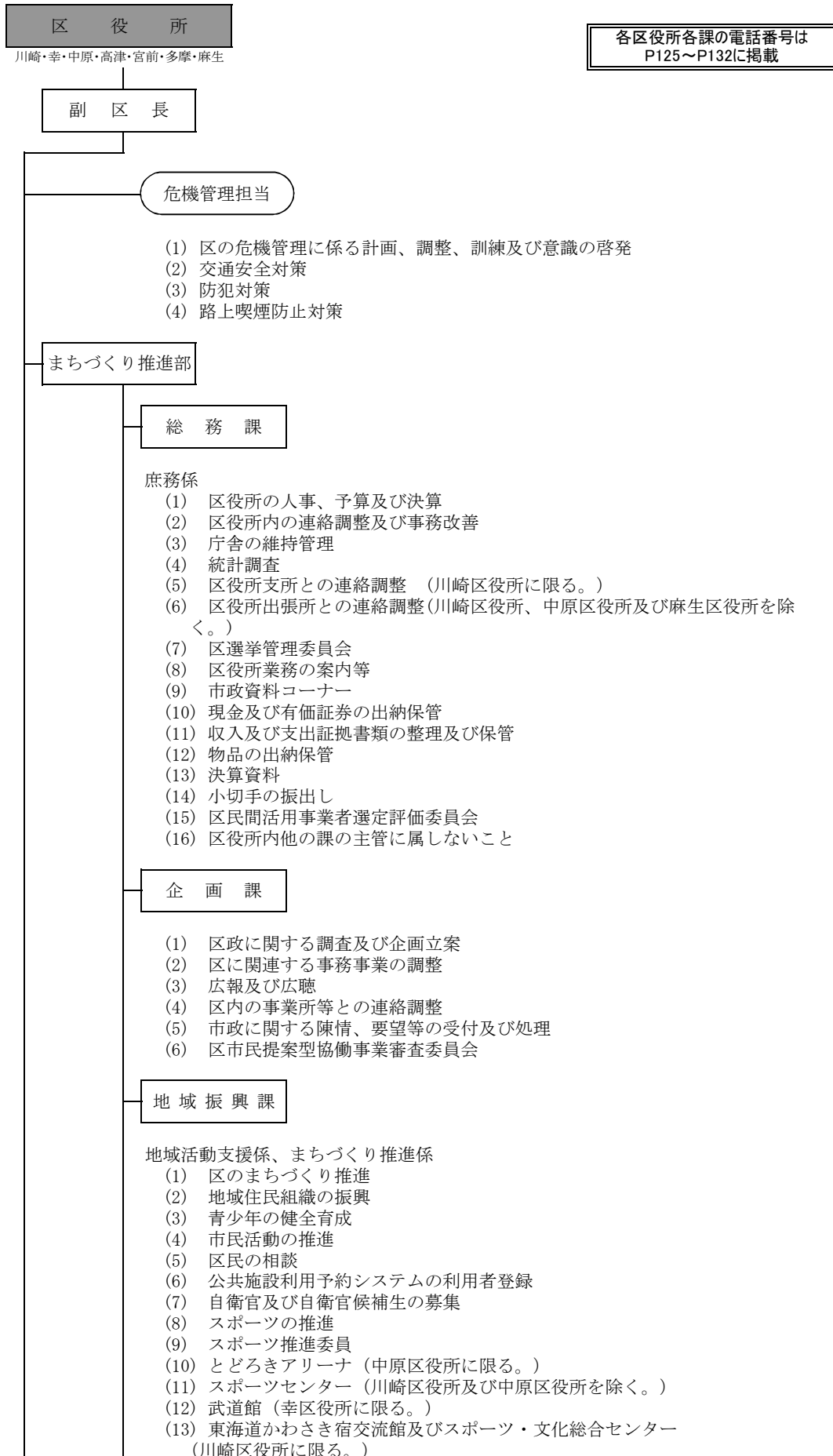




各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

生涯学習支援課

(中原区役所及び高津区役所を除く。)

社会教育振興係

- (1) 生涯学習と市民活動との連携
- (2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営 (川崎区役所に限る。)
- (3) 市民館の管理運営 (川崎区役所を除く。)
- (4) 市民館分館の管理運営 (川崎区役所及び多摩区役所を除く。)
- (5) 図書館の施設及び設備の維持管理 (川崎区役所を除く。)
- (6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理 (川崎区役所及び幸区役所に限る。)
- (7) 有馬・野川生涯学習支援施設 (宮前区役所に限る。)

生涯学習支援担当

(中原区役所及び高津区役所に限る。)

- (1) 生涯学習と市民活動との連携 (中原区役所及び高津区役所に限る。)
- (2) 市民館 (中原区役所及び高津区役所に限る。)
- (3) 市民館分館 (高津区役所に限る。)
- (4) 図書館分館の施設及び設備の維持管理 (高津区役所に限る。)
- (5) 大山街道ふるさと館 (高津区役所に限る。)

区役所支所

〔課相当〕 大師 (川崎区)
田島 (川崎区)

- (1) 庁舎の維持管理
- (2) 統計調査
- (3) 支所業務の案内
- (4) 区民の相談
- (5) 広報及び広聴
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録
- (7) 地域住民組織の振興
- (8) 青少年の健全育成
- (9) 市民活動の推進
- (10) 危機管理に係る調整、訓練及び意識の啓発
- (11) 交通安全対策
- (12) 防犯対策
- (13) スポーツの推進
- (14) 支所の市税外収入
- (15) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付
- (16) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
- (17) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付
- (18) 印鑑登録証明書の交付
- (19) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (20) 住居表示の証明
- (21) コミュニティセンターの設置の準備

区役所出張所

〔課相当〕 日吉 (幸区)・橘 (高津区)
向丘 (宮前区)・生田 (多摩区)

- (1) 出張所の市税外収入
- (2) 庁舎の維持管理
- (3) 統計調査
- (4) 広報及び広聴並びに地域住民組織の振興
- (5) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付
- (6) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
- (7) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付
- (8) 印鑑登録証明書の交付
- (9) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (10) 住居表示の証明

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

区民サービス部

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

区民課

住民記録第1係、住民記録第2係、住民記録第3係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 戸籍
- (3) 住民基本台帳
- (4) 住民実態調査
- (5) 中長期在留者に係る住居地の届出
- (6) 特別永住
- (7) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カード
- (8) 電子署名に係る公的個人認証
- (9) 印鑑
- (10) 自動車の臨時運行許可
- (11) 児童手当
- (12) 災害遺児等福祉手当
- (13) 国民健康保険及び国民年金（住民異動等に伴う各種届書に係る受付に限る。）
- (14) 後期高齢者医療被保険者の異動
- (15) 介護保険被保険者の異動
- (16) 埋葬、火葬及び改葬の許可
- (17) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (18) 住居表示の証明
- (19) 児童及び生徒の就学事務
- (20) 行政サービスコーナー（幸区役所及び麻生区役所を除く。）

保険年金課

- (1) 重度障害者医療費助成
- (2) 小児医療費助成
- (3) ひとり親家庭等医療費助成
- (4) 国民健康保険及び国民年金（区民課の所管に属するものを除く。）
- (5) 後期高齢者医療（被保険者の異動に関するものを除く。）
- (6) 介護保険料

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

- (1) 民生委員及び児童委員（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (2) 社会福祉団体との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (3) 日本赤十字社（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (4) 小災害の見舞金交付（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）

地域ケア推進課

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

管理運営係、企画調整係

- (1) 保健統計及び衛生教育
- (2) 民生委員及び児童委員（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (3) 社会福祉団体との連絡調整（高齢・障害課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (4) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護
- (5) 日本赤十字社（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (6) 小災害の見舞金交付（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (7) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等
- (8) 血液対策
- (9) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び連絡調整
- (10) 地域福祉計画
- (11) 地域の子どもに関する総合的支援
- (12) その他センター内他の課の主管に属しないこと

地域支援課

地区支援第1係、地区支援第2係、地域サポート係（川崎区役所を除く。）、
地域サポート第1係（川崎区役所に限る。）、
地域サポート第2係（川崎区役所に限る。）

- (1) 地域保健対策の推進
- (2) 健康づくり事業の推進
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (4) 栄養の指導
- (5) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）
- (6) アレルギー相談
- (7) 地域支援事業（他の所管に属するものを除く。）
- (8) 母性及び乳幼児の保健（児童家庭課の所管に属するものを除く。）
- (9) 児童福祉の実施（助産、母子保護及び家庭支援事業の実施に関することに限る。）
- (10) 女性保護相談
- (11) 児童の相談及び通告
- (12) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (13) 児童の相談に係る関係機関との連携
- (14) 家庭児童相談室の運営

児童家庭課

児童家庭サービス第1係、児童家庭サービス第2係

- (1) 母性及び乳幼児の保健（養育医療に関するものに限る。）
- (2) 障害児支援（育成医療に関するものに限る。）
- (3) 児童扶養手当
- (4) 児童福祉法に基づく利用の調整等
- (5) 前号に掲げるもののほか、児童福祉の実施（他の所管に属するものを除く。）
- (6) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉の実施
- (8) 福祉統計（児童及び家庭に関するものに限る。）

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

高 齢 ・ 障 害 課

高齢者支援係（川崎区役所を除く）、高齢者支援第1係（川崎区役所に限る）、
高齢者支援第2係（川崎区役所に限る）、介護認定給付係（川崎区役所を除く）、
介護認定給付第1係（川崎区役所に限る）、
介護認定給付第2係（川崎区役所に限る）、
障害者支援係（川崎区役所を除く）、障害者支援第1係（川崎区役所に限る）、
障害者支援第2係（川崎区役所に限る）、精神保健係

- (1) 老人福祉の実施（川崎区役所にあつては、社会福祉団体との連絡調整に係るものは、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (2) 老人援護
- (3) 介護保険（保険料に関するものを除く。）
- (4) 地域支援事業（認知症初期集中支援、医療と介護の連携、地域包括支援センターの連絡調整に関することに限る。）
- (5) 身体障害者福祉の実施
- (6) 知的障害者福祉の実施
- (7) 精神保健福祉
- (8) 障害児支援（障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費に関することに限る。）
- (9) 各種給付券の交付（高齢者及び障害者に関するものに限る。）
- (10) 福祉統計（高齢者及び障害者に関するものに限る。）

保 護 課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所を除く。）

管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、
保護第4係（麻生区役所を除く。）、保護第5係（幸区役所及び宮前区役所に限る。）

保 護 第 1 課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）

管理係（川崎区役所を除く。）、管理第1係（川崎区役所に限る。）、
管理第2係（川崎区役所に限る。）、保護第1係（川崎区役所を除く。）、
保護第2係（川崎区役所を除く。）

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導
- (4) 公的扶助費の給付
- (5) 各種給付券の交付（生活保護に関するものに限る。）
- (6) 福祉統計（生活保護に関するものに限る。）
- (7) 法外援護の実施

保 護 第 2 課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

保 護 第 3 課

（川崎区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

保 護 第 4 課

（川崎区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係、保護第5係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

衛 生 課

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

感染症対策係、環境衛生係、食品衛生係

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発及び公費負担
- (3) 感染症診査協議会（結核に係るものに限る。）
- (4) 予防接種
- (5) ねずみ族、衛生害虫等の駆除の指導
- (6) 医務及び業務に関すること。
- (7) 環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導
- (8) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (9) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等の管理指導、検査等
- (10) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理
- (11) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導
- (12) 食品表示（衛生に関する表示関係に限る。）
- (13) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導

道路公園センター

- (1) 市税外収入
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導
- (4) 屋外広告物の調査及び許可
- (5) 自転車等の放置防止対策
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査
- (7) 車両制限令
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査
- (12) 私道舗装助成
- (13) 開発行為及び土地地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整
- (15) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言
- (16) 公園、緑地等に係る多様な主体との協働及び利活用の推進
- (17) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整
- (18) 水路事業の調査、計画及び調整
- (19) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督
- (20) 水門の操作及び維持管理
- (21) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督
- (22) 宮前歩道橋の保全（川崎区役所に限る。）
- (23) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理